

1 指定施設における業務の範囲等（別添1）

(1) 社会福祉士及び介護福祉士施行規則(以下、「施行規則」という。)第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助業務の実務経験を有すると認められる職種

施 設 種 別	職 種
1 保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
2 児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
3 母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 個別対応職員
4 児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
5 障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 心理指導担当職員
6 児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
7 児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
8 児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
9 障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く)	指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 児童指導員 障害福祉サービス経験者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) 訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)
10 障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

施設種別		職 種
11	病院・診療所	退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
12	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
13	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
14	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
15	救護施設 更生施設	生活指導員
16	福祉に関する事務所(福祉事務所)	指導監督を行う所員(査察指導員) 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 現業を行う所員(現業員) 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事) 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員) 面接相談員 婦人相談員 母子・父子自立支援員 就労支援事業に従事する就労支援員 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
17	婦人相談所	相談指導員 判定員 婦人相談員
18	婦人保護施設	入所者を指導する職員
19	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
20	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	主任生活相談員
		生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を 行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員	
21	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
22	介護保険 施設	指定介護老人福祉施設
		介護支援専門員
		介護老人保健施設
		生活相談員 支援相談員

施 設 種 別		職 種	
		介護支援専門員	
	介護医療院	介護支援専門員	
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員	
23	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
24	障害者支援施設	(生活介護・自立訓練・就労移行支援・施設入所支援B型)	生活支援員
		(就労移行支援)	就労支援員
		(生活介護・自立訓練・就労移行支援・施設入所支援B型)	サービス管理責任者
25	地域活動支援センター	地域活動支援センターの設備及び運営に関する指導員	
26	福祉ホーム	福祉ホームの設備及び運営に関する基準に規定する管理人	
27	障害福祉サービス事業を行う施設 (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)	生活支援員	
		就労支援員(※就労移行支援)	
	指定障害福祉サービスの事業等を行う施設(指定就労定着支援、指定自立生活援助)	サービス管理責任者	
		就労定着支援員	
	サービス管理責任者		
	地域生活支援員		
28	一般相談支援事業を行う施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	相談支援専門員	
29	特定相談支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	相談支援専門員	

(2) 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として、同条第14号に基づいて厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

施 設 種 別		職 種
1	授産施設	指導員
	宿所提供施設	
2	乳児院	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
3	有料老人ホーム	生活相談員
4	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
5	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
6	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		管理人
7	知的障害者援護施設	生活支援員
8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
10	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添16(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員

施 設 種 別		職 種
11	市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添16(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
12	児童デイサービス事業を行っている施設(障害者自立支援法)	相談援助業務を行っている職員
13	医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。	児童指導員 保育士
14	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員 ケースワーカー
15	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
16	刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官 法務教官 法務技官(心理) 福祉専門官
17	地方更生保護委員会 保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
18	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
19	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
20	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
21	児童自立生活援助事業を行っている施設(児童福祉法)	相談援助業務を行っている相談員
22	子育て短期支援事業を行っている 児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 保育所等	相談援助業務を行っている職員
23	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
24	地域子育て支援拠点事業を行っている施設(児童福祉法)	相談援助業務を行っている職員
25	利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
26	母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
27	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員
28	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
29	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
30	改正前障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
31	障害福祉サービス事業 療養介護を行う施設 短期入所を行う施設 重度障害者等包括支援を行う施設 共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員

施 設 種 別		職 種		
32	改正前児童福祉法	知的障害児施設	児童指導員 保育士	
		知的障害児通園施設		
		盲ろうあ児施設		
		肢体不自由児施設		
33	改正前児童福祉法	重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員	
		34	廃止前の障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施する事業所	相談支援専門員
		35	改正前地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
36	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
		障害者相談支援事業を行っている施設		
		障害児等療育支援事業を行っている施設		
37	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	地域移行推進員	
		地域移行推進員		
38	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	地域移行推進員	
		地域移行推進員		
39	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)		
40	アウトリーチ事業(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)及びアウトリーチ支援に係る事業(地域生活支援促進事業実施要綱)を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)		
41	指定通所介護を行う施設	通所介護を行う施設	生活相談員	
		指定地域密着型通所介護を行う施設		
		指定介護予防通所介護を行う施設		
		介護予防通所介護を行う施設		
		指定短期入所生活介護を行う施設		
		短期入所生活介護を行う施設		
		指定介護予防短期入所生活介護を行う施設		
		介護予防短期入所生活介護を行う施設		
		第一号通所事業を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く)		
42	指定通所リハビリテーションを行う施設	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員	
		指定短期入所療養介護を行う施設		
		指定介護予防短期入所療養介護を行う施設		
		指定介護予防短期入所療養介護を行う施設		
43	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター		
44	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者		
45	指定認知症対応型通所介護を行う施設	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設(老人デイサービスセンターを除く)	生活相談員	
		指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護支援専門員	
46	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設		
		指定認知症対応型共同生活介護を行う施設		
		指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設		
		指定複合型サービス		
47	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	介護支援専門員	
		介護支援専門員		

施 設 種 別		職 種
48	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
49	介護予防支援事業を行っている事業所又は第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
50	「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
51	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
52	「サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）」	相談援助業務を行っている職員
53	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
54	「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
55	「ひきこもり支援推進事業実施要領」に基づくひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
56	「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
57	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
58	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス自立支援センター	生活相談指導員
59	「被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領」、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領」、「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
60	「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領」及び「被災者見守り・相談支援等事業実施要領」に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
61	「自立相談支援モデル事業運営要領」に基づく自立相談支援機関及び「家計相談支援モデル事業運営要領」に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員
		相談支援員
		就労支援相談員
		家計相談支援員
62	生活困窮者自立支援法 生活困窮者自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援員 家計改善支援員
63	生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
64	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員
65	広域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー
66	地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー
		職場適応援助者
67	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
68	障害者雇用支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）	旧法第28条第1号、第2号 及び第7号に規定する業務を行う職員
69	雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
70	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
		就業支援担当者

施設種別		職種
		主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員
71	職業安定法に規定する公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者トータルサポーター
72	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
73	難病相談支援センター(難病の患者に対する医療等に関する法律)	難病相談支援員
74	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関(高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について)	支援コーディネーター
75	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に基づく子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
76	「子育て世代包括支援センターの設置運営について」に基づく子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員
77	厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
78	「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」に基づく子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
79	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
80	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
81	裁判所法に基づく家庭裁判所	家庭裁判所調査官
82	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
83	「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
84	母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康包括支援センター	同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
85	生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設	「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
86	母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設	同条に規定する相談に応ずる職員
87	上記に定める以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に定めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている職員

2介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等(別添2)

施設種別		職種
1	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、職能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
	重症心身障害児施設	

施 設 種 別		職 種
2	身体障害者更生援護施設（改正前身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設に限る）	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	
3	救護施設	介護職員
	更生施設	
4	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
5	共同生活介護を行う事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
6	居宅介護を行う事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者等包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
	共同生活援助を行う事業所	
7	児童デイサービスを行っている事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
9	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
	指定介護予防訪問看護	
10	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業	
	以上の施設は老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く	
11	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
12	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
13	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
14	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
	以上の施設は老人デイサービスセンターを除く	
15	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
16	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
17	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定通所リハビリテーションを行う施設	

	施 設 種 別	職 種
18	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
19	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
20	指定介護老人福祉施設	介護職員
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
21	養護老人ホーム	入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設その他の施設	
22	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
23	指定介護療養型医療施設(療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
24	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
25	都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1～4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	介護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
26	医療法第1条の5に規定する病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
27	健康保険法に基づく訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
28	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等	介護員等その他主たる業務が介護等の業務である者
29	職業安定法施行規則附則第4項に規定する家政婦	家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者
30	労災特別介護施設	介護職員
31	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
32	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
33	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
34	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく身体障害者自立支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく生活サポート事業を行っている施設	
35	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく移動支援事業	主たる業務が介護等の業務である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく日中一時支援事業	
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく訪問入浴サービス	介護職員
36	「地域福祉センター設置要綱」に基づく地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
37	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
38	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
39	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
40	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づいて行われる事業で介護等の業務を行っているもの	主たる業務が介護等の業務である者(※2・3)
	介護保険法の基準該当居宅サービス・基準該当介護予防サービスを行う事業	
	障害者自立支援法の基準該当障害福祉サービスを行う事業	

施 設 種 別	職 種
以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅サービス、 基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定 介護予防サービス、基準該当介護予防サービス、指定 地域密着型介護予防サービス、第一号訪問事業、第一号 通所事業 非営利法人が実施する事業であって、障害福祉サービス 事業に準ずるもの	

※1 N2-9、No.2-23、2-25～2-27は、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事する者は、対象とはなりません。